

(別紙三) 合資會社建林社 御中

本社所設常務事務所、於合資會社建林社使用。然山社にて七月三十日
常務社於て文株之化修、而後用度止焉。常務事務所にて同月三十日、支那方原也、交換量三十萬
(注) 購量う様子無体道高に付記不取扱を放棄申添候也。

八月九日

歎

合資會社 建林社

(別紙四)

各議場

社下蒲田竹森八反目八二。東京新井建、築場
日本橋通一、二

川崎茅ヶ崎行公室建築場

社下蒲田
日本橋通一、二

株式會社有木建築場

社下蒲田
日本橋通一、二

川崎財務報社

社下蒲田
日本橋通一、二

川崎財務報社

社下蒲田
日本橋通一、二

川崎財務報社

社下蒲田
日本橋通一、二

(別紙五)

販賣部

社下蒲田竹森八反目八二。東京新井建、築場
日本橋通一、二

川崎茅ヶ崎行公室建築場

社下蒲田
日本橋通一、二

株式會社有木建築場

社下蒲田
日本橋通一、二

川崎財務報社

社下蒲田
日本橋通一、二

川崎財務報社

社下蒲田
日本橋通一、二

川崎財務報社

社下蒲田
日本橋通一、二

川崎財務報社

全技师長

川崎茅ヶ崎行公室建築場

社下蒲田
日本橋通一、二

株式會社有木建築場

社下蒲田
日本橋通一、二

川崎財務報社

社下蒲田
日本橋通一、二

川崎財務報社

社下蒲田
日本橋通一、二

川崎財務報社

社下蒲田
日本橋通一、二

川崎財務報社

全技师長

川崎茅ヶ崎行公室建築場

社下蒲田
日本橋通一、二

株式會社有木建築場

社下蒲田
日本橋通一、二

川崎財務報社

社下蒲田
日本橋通一、二

川崎財務報社

社下蒲田
日本橋通一、二

川崎財務報社

社下蒲田
日本橋通一、二

川崎財務報社

書類第三九一。歸

昭和九年九月三日

監視總監

高 橋 守 雄

上

内務大臣 委達謹識
社会局長 官殿
各府縣知事殿

(京都大阪、神奈川、兵庫、愛知、静岡、福岡、岡山)
(注) 本橋區建設社附並於アテラ銀行セントシタルク新開署於之阻止

合資會社建林社書面會議 = 岡六二件 (第三報)

要旨

(1) 八月三十日日本橋區通二丁目ニ新築園木部ヲ移轉ス
(2) 九月三十日會社事務所於て常務會見シタルモ支那大業者
(3) 九月三十日日本橋區建設社附並於アテラ銀行セントシタルク新開署於之阻止

標記争議、開シテハ屢報、通りナルカ其ノ後、状況左